

特別区民税・都民税(普通徴収)、 軽自動車税

クレジットカード・ATM・インターネットバンキングで納付が便利に

4月以降にお送りしている納付書では、次の3つの納付方法が可能になっています。

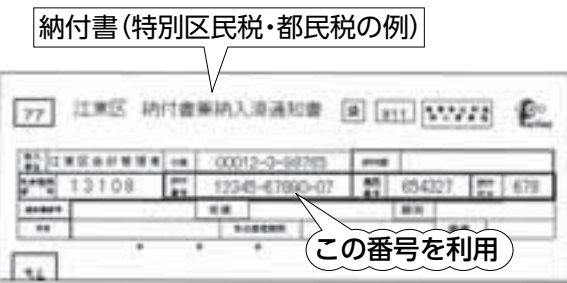
クレジットカードによる納付

パソコンや携帯電話を利用して、自宅や外出先から簡単に納付ができます。

※納付にあたり別途決済手数料(10,000円までは50円(税別)、以降10,000円ごとに100円(税別)加算)がかかります。区役所や出張所での窓口ではクレジットカードを利用した納付はできません。

ATMを利用した納付

利用できる金融機関は、主に都市銀行(一部地銀あり)、ゆうちょ銀行・郵便局です。詳細はペイジーホームページ(<http://www.pay-easy.jp/>)をご覧ください。



▲収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分の番号をご確認ください

クレジットカード ※別途決済手数料がかかります。
「Yahoo!公金支払い」サイトを開く
↓
納付したい科目を選択
↓
自治体の一覧から「江東区」を選択
↓
納付書の「納付番号」「確認番号」を入力
↓
使用するクレジットカードを選択
↓
クレジットカード番号などを入力し、照合を行い納付

ATM ※利用可能なATMには左のペイジーマークが表示されています。また、ATMの画面や選択方法は、金融機関によって異なります。
「税金・料金払込」のボタンを押す
↓
ATM画面に従い、納付書の「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力
↓
表示された内容を確認し、支払方法(現金またはキャッシュカード)を指定して納付

インターネットバンキング ※金融機関により異なります
登録しているネットバンキングにログイン
↓
ペイジー料金払込を選択
↓
納付番号や確認番号などを入力し、内容を確認のうえ納付

利用できる金融機関は、主に都市銀行(一部地銀あり)、ゆうちょ銀行・郵便局です。詳細はペイジーホームページ(<http://www.pay-easy.jp/>)をご覧ください。

いずれの納付方法も、平成26年4月以降に発行した、ペイジーマークおよび納付番号や確認番号が印字された納付書のみ利用可能です。また、メンテナンス等でシステムが停止の時間帯は利用できません。

※区ホームページにも納付方法を掲載していますので、ご覧のうえご利用ください。

現在、第4期分(2月2日(月)納期限)からの口座振替の申し込みを受け付けています。「みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行、東京ベイ信用金庫、東京東信用金庫」のキャッシュカードによる口座振替申請は、暗証番号等の入力で手続きできます。「受付窓口納税課(区役所5階7番)・各出張所」

区内金融機関・郵便局にある口座振替依頼書でも申し込みできます。預貯金口座のある金融機関や郵便局に通帳と届出印を持参し、手続きをお願いします。※第4期からの口座振替依頼書による申し込み期限は12月22日(月)区役所着分まで、キャッシュカードによる申し込み期限は1月13日(火)です。

☎(3647)2063

生活保護は、憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが受けられます。「病気やけがなどで収入が少ない」「働いていても収入が少なく」「生活費や住宅費、医療費等に困っている方にその不足分を補うとともに、自力で生活していけるよう支援します。生活保護は、国の決めた保護基準(最低生活費)とその世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、不足する分が支給されます。

ただし、生活保護に優先して、次のような世帯の状況に応じた努力を行っていただくことになります。

○預金や土地などの資産は活用する
○働ける人は能力に応じて働く
○親子、兄弟姉妹などからできるだけ援助を受ける
○年金や各種手当などの法律などの給付を活用する

【深川地域、東砂6〜8丁目、南砂、新砂にお住まいの方】
保護第一課(区役所2階24番)
☎(3645)3106

【亀戸、大島、北砂、東砂1〜5丁目、夢の島、新木場、若洲にお住まいの方】
保護第二課(大島4-5-1総合区民センター1階)
☎(3637)2707

毎週水曜、区役所本庁舎の窓口時間を午後7時まで延長しています。取り扱い業務の詳細については各担当窓口へご確認ください。

生活保護制度

生活に困った時は相談を

生活保護は、憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが受けられます。「病気やけがなどで収入が少ない」「働いていても収入が少なく」「生活費や住宅費、医療費等に困っている方にその不足分を補うとともに、自力で生活していけるよう支援します。生活保護は、国の決めた保護基準(最低生活費)とその世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、不足する分が支給されます。

ただし、生活保護に優先して、次のような世帯の状況に応じた努力を行っていただくことになります。

○預金や土地などの資産は活用する
○働ける人は能力に応じて働く
○親子、兄弟姉妹などからできるだけ援助を受ける
○年金や各種手当などの法律などの給付を活用する

【深川地域、東砂6〜8丁目、南砂、新砂にお住まいの方】
保護第一課(区役所2階24番)
☎(3645)3106

【亀戸、大島、北砂、東砂1〜5丁目、夢の島、新木場、若洲にお住まいの方】
保護第二課(大島4-5-1総合区民センター1階)
☎(3637)2707

家事・介護、産前産後のお手伝い

「ふれあいサービス」

ふれあいサービスでは、高齢の方から障害のある方、産前産後の世帯など援助が必要な方を対象に、家事や介護のお手伝いをしてくださる協力会員(有償ボランティア)を募集しています。現在、サービスの利用を希望する方が増えています。ぜひ協力会員として登録し、地域の助け合いにご協力ください。

【登録資格】18歳以上の心身ともに健康な方。資格・経験・性別・居住地は問いません。

【活動内容および謝礼金】
○家事援助サービス(食事の支度・洗濯・掃除・買物代行など) 1時間700円または840円
○介護サービス(車いす・外出等の介助、乳幼児介助など) 1時間840円または1,050円
○ランドリーサービス(入院中の方の衣服、タオルなどの洗濯代行) 1回700円

【登録説明会】1月20日(火)午後2時〜4時半 陽亀戸文化センター(亀戸2-19-1カメリアプラザ内) 50人(申込順) 内 事業の説明と登録手続き

【12月17日(水)から電話で社会福祉協議会福祉サービス課】
☎(5683)1571

高齢者を大切に

「しない」「させない」「無視しない」

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり尊厳をもって、人生を過ごすことは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。しかし、現実には、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっています。

虐待の自覚がなくても…
「高齢者虐待」は、暴力的な行為だけではありません。暴言や無視、性的ないやがらせやわ

いせつ行為、必要な介護サービスを利用させない、世話をしないなどの行為や、勝手に高齢者の年金等を使ってしまふなどの行為も含まれます。また、施設などでの安易な「身体拘束」も虐待になります。

その背景には、介護する方・される方とその家族の人間関係、重い介護負担、認知症介護の困難さ、経済的困窮などさまざまな問題が絡み合っている場合があります。高齢者のためになると思っ

高齢者虐待に関する連絡先

「虐待を受けている」、「虐待を発見した」、「介護に行き詰まりを感じている」などでお困りのときは、お気軽に区の担当窓口にご相談ください。特に、高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合は、通報する義務があります。通報は、虐待を受けている高齢者を守るだけでなく、虐待を行っている人々を救うことにもなります。個人の秘密は厳守します。

【高齢者虐待に関する連絡先】

高齢者支援課高齢者相談係(区役所3階10番)・長寿サポートセンター・長寿サポートセンター
☎(3647)4324